

○知的障害校（知的障害養護学校）の現状と課題

▽「知的障害」とはつぎの3要件で定義される障害

- ① [] の平均以下の状態
- ② [] の状態が平均以下の状態
- ③上記二つの要件が [] に発現する

しかし①、②、③の要件それぞれについて、慎重な吟味を要する。

①の「知的機能の平均以下」とは、一般に知能検査の結果で判定され、[] = I Q 70 ~ 75 以下が用いられているが、測定の誤差があったり測定結果にたいする環境の影響も大きい。

②の「社会的適応スキル」を客観的に測定するツールがない。

③の「発達期」の年齢上限を何歳とするか。

「就学指導の手引き」（平成14年6月 文部科学省特別支援教育課）より

知的障害とは、「発達期に起こり、知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴う状態」をいう。

「発達期に起こり」とは、発達期（一般的には18歳以下）以降のけがや加齢による知的機能の低下による知的機能の障害とは区別されることを意味している。

知的機能は、認知や言語などにかかわる機能であり、「知的機能の発達に明らかな遅れがあり」とは、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に同年齢の子どもの平均的水準より、明らかに遅れがあることを意味している。

適応行動は、「他人との意思の交換」「日常生活や社会生活」「安全」「仕事」「余暇利用」等に関する機能として考えられ、「適応行動の困難性を伴う状態」とは、適応行動がその年齢で一般的に要求される状態までに至っておらず、全体的な発達の遅れとして現れていることを意味している。

▽「呼称」「用語」問題

「精神薄弱」とその程度を示す「白痴」「痴愚」「魯鈍」と呼ばれた時代

「ちえおくれ」などもつかわれていた

2000年、法律的には「知的障害」に統一。ただし、医学的診断としては「精神遅滞」「精神発達遅滞」なども使われている。

▽知的障害児と学校教育

歴史的には…

施設収容の対象としての中度・重度の知的障害児

学校教育のなかから「発見」される軽度の知的障害児

知的障害児は、抽象的能力に欠けるからといって、「体験を通した学習」を中心にしたリ、「教科の学習は無理」という考え方が支配的であった（今日においても支配的ではある）が、教科学習の重要性を認識する必要がある。

▽教育の場

特別支援学校（知的障害養護学校） 4 / 27 の資料参照

1967 年の時点で 知的障害校未設置 19 県 学校数の都道府県格差

*肢体不自由校は 1969 (昭和 44) 年に全都道府県に設置

小学校

中学校

特別支援学級（知的障害） 42,085 人 21,153 人 63,238 人

1979 年度からの〔 〕にを契機にその前後から知的障害養護学校建設が進む

▽1990 年代 義務教育修了後の学校教育のあり方が焦点に

「希望者全員進学」をスローガンにして第 2 期といわれる教育権保障の運動が展開された。

知的障害校中学部卒業生進学率の都道府県格差

1988 年当時 全国平均 66 % 京都府 96 % 北海道 27 %

高等部の設置がすすめられた結果



2002 年度 全学校数の 86.8 % に設置 進学率〔 〕% (高等部以外も含む)

▽教育課程の特徴

学習指導要領

・「領域・教科を合わせた指導」を行ってよいことになっている。

生活単元学習、作業学習、遊びの指導、日常生活の指導など

・小学部の教科 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育

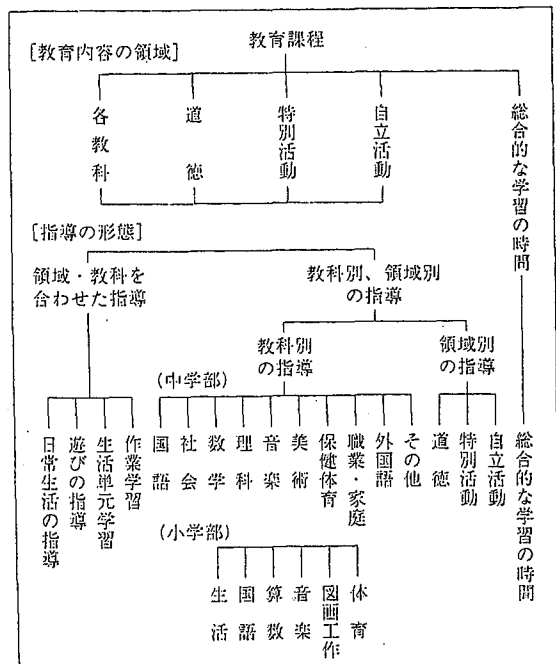
cf. 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育

・「が小学部には導入されていない

義務教育期の学習指導要領の構造

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間+〔 〕

低 — 低学年 高 — 高学年



	月		火		水		木		金	
	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高
8 : 55	日常生活の指導									
9 : 25	あそび	あそび	国語	算数	あそび	歩行学習	算数	国語	歩行学習	あそび
: 30										
: 50										
10 : 10										
: 15	日常生活の指導					歩行学習	日常生活の指導		歩行学習	日常生活
: 20										
10 : 25										
: 35										
	生活単元学習	生活単元学習	体育	音楽	音楽		図工	図工		体育
11 : 20	給食・歯磨き・係り活動									
11 : 30										
12 : 35	日常生活の指導	あそび	日常生活の指導					あそび	国語	算数
: 45										
13 : 20		国語						生活単元学習	日常生活の指導	日常生活の指導
13 : 30										
14 : 00	日常生活の指導							日常生活の指導		
14 : 15										
15 : 00	日常生活の指導							日常生活の指導		

図 養護学校（知的障害）小・中学部の教育内容の分類形式と指導の形態

知的障害養護学校小学部の例